

第40回（第26回定例会）柏市第二清掃工場運営委員会議事録

1 開催日時

平成30年3月23日（金）午前10時00分～11時30分

2 場所

柏市第二清掃工場大ホール

3 出席者（敬称略）

委員：小野宏哉（委員長）、佐々木健（副委員長）、米元純三、沓澤勇夫、篠田 操、鈴木俊一、日暮栄治、渡邊勝蔵、佐藤憲夫、関根信三、山崎 敬、根本英子、土井八郎、山崎俊輔、渡邊起造、横尾禧安、久米美千子、松田正敏、並木幸夫

事務局：環境部長 國井

南部クリーンセンター 所長 金井，主幹 幕内，伊原
主査 中道，主任 風澤，中山
廃棄物政策課 課長 荒巻，主幹 増田，杉山
副主幹 寶田

柏環境テクノロジー(株) 代表取締役 下手，所長 宮園，
副所長 幅，保全責任者 森田，
環境分析責任者 深野

日立造船(株) 大阪本社 濱，東京本社 佐竹
環境計測(株) 大川，齋藤

(株)上総環境調査センター 三上

4 環境部長挨拶

5 議題

第1 第39回（第25回定例会）、柏市第二清掃工場運営委員会議事録（確認済みの案）について

第2 監視項目の測定結果（平成29年8月～平成30年1月分）の評価及び報告事項

第3 南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過について

第4 その他

第5 柏市第二清掃工場委員会及び柏市第二清掃工場運営委員会の実施状況及び今後の日程について

6 会議要旨

事務局 おはようございます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありが

とうございます。定刻となりましたので、ただいまから第40回（第26回定例会）柏市第二清掃工場運営委員会を開催いたします。

私は、本日進行を務めます南部クリーンセンターの収集担当幕内と申します。よろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に送付させていただいております「委員会会議資料」と本日お配りしています「事前質問について」「今後の委員会の進め方について」「柏市附属機関等組織運営要領について」です。以上になりますが、いかがでしょうか。資料をお持ちになっていらっしゃる方や資料に欠落などございましたら、お申し出ください。大丈夫でしょうか。

次に、環境部長よりご挨拶を申し上げます。

環境部長 本日はお忙しい中、柏市第二清掃工場運営委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、南部クリーンセンターの運営にはあたたかいご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨晚も確か東北の方で地震があったようですが、東日本大震災から早いもので、もう7年が過ぎました。あの当時、確か柏市も震度5強だったと思います。その中でも南部クリーンセンターは特に問題なく運営できて、我々ほっと胸をなでおろしたことを今でも思い出すところがございます。ただ、工場自体は安全には運転しているところではございますが、指定廃棄物の関係では仮保管が長期化しているということで、この辺は大変申し訳なく思っているところがございます。この場をお借りして本当にお詫び申し上げたいと思います。

本日も、まずはクリーンセンターの稼動状況等についてご説明さしあげたいと考えております。また前回ご提示させていただきました委員定数の件や、今後の委員会の進め方等について、少しご意見を賜りたいと考えております。当委員会は、これまでも主に監視の役割を担ってきたところではございますが、発足当初とは社会的な関心であるとか、あるいは、住民がこれまでかなり流入起こってきているのではないかと考えているところがございます。それを変えるかどうかは別としまして、柏市の公式な附属機関としまして前回位置づけさせていただいたところなんですけど、今一度見つめ直すということも必要ではないかと考えているところがございます。

本日も委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りまして、引き続き安全かつ安定的な清掃工場の運転管理に努めたいと考えているところがございます。限られた時間ではございますが、本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。ここで本日欠席の委員についてご報告いたします。本日5名の方にご都合によりご連絡いただいております。井原委員、佐田委員、中澤委員、籠委員、妹尾委員から本日ご都合により欠席する旨のご連

絡をいただいております。

それでは議事に入りますが、これより委員長に議事の進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、私の方で進めさせていただきます。改めまして、おはようございます。ただいま、傍聴につきましては希望者がいないということでございますのでご了解いただきたいと思っております。それから、ご欠席の事前のご案内はありませんでしたけども、まだお見えになっていらっしゃる方がいらっしゃいますので、途中で入室していただくことになるかと思っております。よろしくご理解を頂戴いたしたいと思っております。

それでは、議事を始めさせていただきます。

議題第1 第39回(25回定例会)柏市第二清掃工場運営委員会議事録(確定済み)についてでございます。これは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 第39回柏市第二清掃工場運営委員会議事録につきましては、資料集の1ページから21ページになっております。既にご確認いただいているかと思っておりますので説明は省略いたします。またこれは、柏市のホームページにも掲載されております。今回の議事録につきましては、21ページ一番最後のところなんですけど、枠で囲ってありますように一部削除と訂正をしております。この辺につきまして事前質問をお受けしておりますので、それはまた事前質問の回答の時にご説明いたします。以上です。

委員長 ご意見ございましたら承ります。よろしいでしょうか。では、事前の検討もいただいたということですので、議事録の確認につきましては、お認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。今ご説明になった、あとで説明されるということですね、事前質問については。はい、わかりました。では、第1の議題については、確認いただいたということにさせていただきます。

では、議題第2 監視項目の測定結果(平成29年8月から平成30年1月分)の評価及び報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議題第2 監視項目の測定結果(平成29年8月から平成30年1月分)の評価及び報告事項について22ページから説明致します。また、今回、監視項目につきましては事前質問がなかったことをここで報告します。

I 監視項目 1 排ガス基準(排出口)におきまして、運転稼動していた1号炉と2号炉の煙突内にて各項目を測定しました。ばいじん量・硫黄酸化物・塩化水素・窒素酸化物・水銀について、1号炉で8月8日、2号炉で10月18日、12月5日の計3回測定を行いました。

ここで訂正がございます。いきなりで申し訳ございません。表の一番上、ば

いじん量ですが8月の測定結果が抜けておりますので報告させていただきます。ばいじん量8月8日の測定結果は0.001未満となります。ですので、全ての測定結果で基準値以内となります。あと、基準値以内ではありますが塩化水素の値が前回の報告値は大体0.1～0.9となっており今回の測定で少し高くなっております。現在高くなった原因については調べております。

次に23ページ、2 ダイオキシシン類（コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含む）になります。排ガスについて大気排出基準の測定は1号炉で8月8日、飛灰基準の飛灰固化物測定は1号炉で8月8日、2号炉で11月14日に実施しました。溶融スラグは溶融を停止しているのでスラグの発生がないため測定はしておりません。その代替として排出している主灰の測定結果を報告します。飛灰と同様測定は1号炉で8月8日、2号炉で11月14日に実施しました。表の通り、排ガスについては基準値の0.01ナノグラムよりも大きく下回った数値となっております。また、飛灰固化物および主灰についても基準値の3ナノグラム以下の数値となっております。

次に下の表に移ります。放流水についてですが、飛灰、主灰と同じく8月8日と11月14日に測定を行い、水質排出基準の保証基準値である10ピコグラム以下の数値となっております。以上のように全て基準値以内の適合値内となっております。

次に24～26ページ、3 騒音基準（清掃工場敷地境界及び敷地内）になります。7月の測定結果を評価月としています。今回は12月に参考で測定した結果を報告します。この測定箇所は26ページの図で示されている測定点で測定を行いました。数値は表の通りです。今回の測定した20箇所の地点において、全ての時間帯で基準値を満足いたしました。

次に27ページ、4 振動基準（清掃工場敷地境界）になります。7月の測定結果を評価月としています。今回は8月8日と12月5日に参考で測定した結果を報告します。測定箇所の4点は清掃工場敷地内の東西南北にあたる測定ナンバー1, 3, 15, 17です。数値は表の通りです。全て基準値以内の数値となっております。

続いて28ページ、5 悪臭基準（清掃工場敷地境界及び敷地内）になります。7月の測定結果を評価月としています。今回は悪臭物質の成分の試験を8月と12月にも行ったため、参考として報告します。悪臭物質の試験は8月8日と12月5日に測定しました。それぞれ風下である地点で測定を行い、8月はナンバー17, 12月5日はナンバー15で測定を行いました。悪臭物質の数値は表の通りです。全ての項目で計量結果定量下限値未満でした。

続きまして29ページから30ページ、6 排水基準になります。こちらも

7月の測定結果を評価月としています。今回は参考として11月のデータを報告します。表の通り全て基準値以内となっております。

続きまして31ページから34ページ、7 溶融スラグ及び飛灰固化物になります。飛灰固化物は焼却飛灰固化物の溶出試験の結果を報告します。また、溶融スラグは溶融を停止しているので発生していませんので代替として、工場から排出している主灰の溶出試験の結果を報告します。評価月は毎月になります。測定日は1号炉を8月8日、9月1日、1月23日。2号炉を10月18日、11月14日、12月5日に行い、いずれのデータも基準値以内に適合しております。以上でI 監視項目の報告を終わります。

続いて35ページ、II その他の監視項目 1 大気測定（工場棟西側）になります。これも7月の測定結果を評価月としています。測定は年一回しか行っていないため、今回の報告はございません。

続いて、36ページ、2 大気中のダイオキシン類（コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含む）になります。大気中ダイオキシンの測定は千葉県内で実施している日時に沿って行い、測定平均値はいずれも環境基準値0.6ピコグラム以下を下回った値です。以上でII その他の監視項目の報告を終わります。

続いて37ページ、III 報告事項（平成29年8月から平成30年1月）を報告します。焼却量協定事項報告は、1号焼却炉の稼働日、平成29年8月1日から9月27日の58日間および平成30年1月18日から1月31日の14日間稼働しました。続いて2号焼却炉の稼働日は平成29年9月27日から12月27日の92日間稼働しました。全炉停止期間は12月28日から1月17日の計21日間停止しています。なお、8月から1月までの期間 1焼却量、2排ガス量、3排水量、4灰溶融量につきまして、表に記載しております通り協定事項に適合しております。

次に、5 第二清掃工場に係る事故について報告します。事故の発生はありませんでした。

次に、6 その他必要な事項について報告します。（1）前回第二清掃工場委員会後の故障等について、故障等はありませんでした。（2）柏市第二清掃工場臭気モニターによる通報及び一般の苦情について、いずれも通報はありませんでした。

次に（3）小規模爆発事故後の水素濃度について報告。平成25年10月22日小規模爆発事故後、主灰バイパスコンベア等の水素濃度を継続して確認しています。38ページから44ページまで月毎の水素濃度日別最大値のグラフを載せています。いずれも、低い値で安定しています。以上でIII 報告事項の各測定結果一連の報告を終わります。

これで第2 監視項目の測定結果の評価及び報告事項を終わります。以上で

す。

委員長 ただいまの説明につきまして質問がありましたら、挙手の上、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。どうぞ、お願いします。

委員 28ページの悪臭の分析なんですけれども、8月と12月で場所を変えておられる。これは特別理由がございますでしょうか。

委員長 事務局お願いします。

事務局 これはその日の風向きが関係しております、風下の方、風が流れてくる方向の方に測定をしております、今回は風下8月8日が風向きが北西のためナンバー17、12月5日は風向きが無風となっておりますが、少し北の方に吹いているということでナンバー15、ということで風下で測定を行っているということになります。

委員 そうしますと、例えば風向きが全く逆の場合は反対側の壁の方で測定することもありえるということですね。

事務局 はい、そうです。

委員 はい、わかりました。もう1点、よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

委員 焼却量のご報告、37ページなんですけれども、1号炉と2号炉と分けて稼働日とか書いてあるので、焼却量につきましても、できましたら1号炉2号炉分けてご報告いただけると良いかなと思いました。これは意見です。

委員長 何か、事務局発言ございますか。

事務局 その意見をふまえて、次回の報告に参考にさせていただきたいと思えます。

委員長 ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

委員 この3月の初めにですね、煙突に設置されている時計が2回ほど止まっているんですね。何かのショックがあって止まっているのか、その辺のことお知らせ願います。

委員長 その議題はあとにさせていただいて、まず監視項目について終わったあとに。

委員 37ページにあるものだから。第二清掃工場に係る事故ということで。

委員長 わかりました。では、事故という点でご質問ということでお願いいたします。

事務局 時計につきましては、ご質問のとおり先々月から止まっておりました。これについては、ショックで止まったのではなく、こちらの方で調整するつもりが、一応機械の経年劣化といいますかちょっと年数が経っております、調整が不可能ということで止まってしまいました。それで、こちらの対応といたしましては、即メーカーを招致いたしまして応急修理をいたしました。そして

部品については、ご説明した通り経年劣化ということで、今の部品ではちょっと対応が不可能ということで、今、部品をオーダーしております。今後については、ご迷惑をかけることがないと思いますので、よろしくお願ひします。ご心配のショックとか振動とかで止まったのではないということをご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

委員 お母さんと一緒に遊んでいるんで。それを見ながら子供達をお母さんが遊ばせているということなんで、ないと不便なんですよ。10時45分と12時10分でしばらくの間止まっていますよね。

事務局 その点に関しては大変ご迷惑をかけたと反省しておりますが、事故等ではなかったという事についてご理解いただければと思っております。

委員長 ありがとうございます。他に、ご発言ございますか。よろしいでしょうか。では、この第2 監視項目の測定結果の評価及び報告事項ということについては、ご承認いただいたということにさせていただきたいと思ひます。

では、第3の議題です。南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過についてということでございます。事務局から、説明お願いいたします。

事務局 南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過についてご説明いたします。資料集の45、46ページをご覧ください。

最初に45ページに1として指定廃棄物の保管量が載っております。これは保管量としては変わっておりません。もちろん南部クリーンセンターも変わっておりませんし、他のところでも変わっておりません。

それから、2 放射性セシウムの測定結果になりますが、主灰については9月が200ベクレルをちょっと超えていますけれども、枝草の量が年間通じて多くなる時期であることから、今年度枝草の焼却量も多くしたためだつたと考えております。飛灰固化物については900ベクレル未満で推移しております。放流水、排ガスについては不検出でした。

次に、46ページの空間放射線量測定結果の経過についてでございます。南部クリーンセンターの敷地及びその周辺について、上の表の網掛けが一番濃い部分が今年の3月2日の測定結果でございます。同様に、下の表の仮保管庫周辺の測定結果も一番網掛けの濃い部分が今年の結果ということで、全体として放射線線量は若干ですが減少しているということがわかります。それと、指定廃棄物のベクレルが今どのくらい減衰したか調査しているか、と昨日ご質問いただきましたので資料を作ることができませんでしたので、簡単にご説明いたします。ボックスカルバート内の指定廃棄物は密封されているため簡単に測定はできません。ただし、建屋内の指定廃棄物は測定しようと思えば可能でございますが、現在測定はしておりません。建屋内の指定廃棄物のベクレルは平成

25年の測定値で約40,000ベクレルでしたので、5年経過したとして計算したとすると、計算上は14,400ベクレルになります。以上です。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして質問がありましたら挙手の上、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員 この付属資料で、今日配られた資料も含めて総括的に何点かおたずねしたいと思うんですが。まず、そもそもこの指定廃棄物の放射性物質が保管されるということになったのは、どうゆう経過だったのか、記憶が薄れているのか、説明がなかったのか、まずそれが第1点。それから、この問題について千葉県以外のいわゆる関係地域といいますか、そこにおける処理状況、これが第2点。それから第3点は、そもそもこの東京電力の事故は我々が交流のある学者先生だとか技術者とかそういう人の意見を忖度しますと、工場の操業管理ミスではなかったのかという説なんです。要するに、工場の操業に係る問題については、いわゆる工場長が出社してチェックポイントをチェックして、大丈夫だなということで当日の操業管理をするというようなのが通例であってですね。操業管理ミスではなかったのかというのが大方の意見なんですね。そういった点では東京電力の思想といいますか、本件問題に関する思想が、考え方ですね、これはどうなっているのか。この3点です。この3点について、お聞かせ下さい。

委員長 事務局にお願いしますが、関係する分だけでお答えできればと思います。議題は整理したいと思います。1の経緯はこれまでの話ですので、順位としては、他地域の情報については知りたいと。

委員 これは本来市長から話を聞かないといけない問題ではあるけれど、ここにおける責任者が答えてください。

事務局 委員長、事前質問の中に、その指定廃棄物の政府の状況について説明したあとに説明させていただくということですか。このところでは、あくまでもこの置いてある仮保管してある所の放射線量とかベクレルを書いているだけなので、今のお話はそれよりも指定廃棄物がここに置かれた経緯とか、あるいは他県の処理状況とか、それから原発の操業ミスではないか、だから東京電力はどう考えているかということについてです。事前質問がありました指定廃棄物に対する国との交渉状況について後ほど説明いたしますので、その時に説明できる内容は説明いたします。

委員 3点について記憶しているんですね。

事務局 それと併せた形で説明できるものは説明したいと思います。よろしいですか、それで。もちろん、記憶しております。

委員長 ご提案いただいたとおりで進めたいと思いますが、よろしいでしょう

か。では、話を元に戻しまして、ただいまのご報告に関する部分で他にご発言ございましたら承りますが、よろしいでしょうか。では、このクリーンセンターにおける放射性物質対応経過については、ご報告をここで頂いたということで終了したいと思います。

では、その他ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 47ページをご覧ください。第4その他 1 飛灰固化物の水銀溶出について こちらにつきましては柏環境テクノロジーからご説明いたします。

事務局 資料集の47ページをご覧ください。飛灰固化物の水銀溶出についてご説明をいたします。

第36回柏市第二清掃工場委員会（平成28年3月25日）の資料におきまして、1月に実施した飛灰固化物の水銀濃度が基準値を超えないまでも通常より高い濃度になったことについて継続し調査していた内容についてご報告いたします。

最初に右のページをご覧ください。48ページになります。一番上の表1に平成27年度から平成29年度の3年間の分析結果を示しております。ここで訂正がございます。平成29年2月の未実施と書いてある所ですが、水銀の部分です。これが0.0005未満となります。鉛に関しましては0.01未満となります。3月におきましては分析中でございます。大変申し訳ございませんでした。

中央の表2には平成28年2月に実施した追加調査の結果を示しております。一番下の表3は平成27年度（一部）の水銀と鉛の濃度を示してあります。

表1からは12月、1月に水銀が高くなる傾向がある一方で、表3からはこの期間の鉛の濃度は低くなる傾向があることがわかります。当工場では、重金属（水銀や鉛など）の溶出を防止するためにキレートを添加しています。このキレートは重金属を化学結合させて溶出を防ぐものであります。キレート添加量については、柏市のごみに含まれる重金属の量から計算して設定しております。しかし、水銀はキレート添加量が多すぎると溶出しやすくなり、逆に鉛は添加する量が少なくなると溶出しやすくなることが判っております。ごみ質が大幅に変化する場合、キレートの添加量をコントロールするのは大変困難になります。今回は、重金属の溶出をさらに防止するため、新たに「活性白土」を使用することとし、平成28年5月から実験室レベルの試験を実施、7月から実機運転を開始しました。この活性白土は、活性炭のように微細な空洞が多くあり、重金属を物理的に捕獲することで溶出する量を減少させることが判っております。

この結果、平成28年7月から現在まで水銀、鉛いずれも安定した数値になっております。特に鉛は平成28年7月から現在まで0.01未満になってお

ります。

以上の結果から今後も重金属の溶出を抑えるため、ごみ質変動に伴うキレート剤の不安定な部分を活性白土で補う現在の方法を継続していくこととしたいと考えています。以上になります。

委員長 はい、続けてやられますか。もう一つございますので。

事務局 49ページ 騒音の評価月の変更について ご説明いたします。24、25ページの騒音の結果については、先ほど説明したとおり継続的な外部騒音もなく施設からの音を含めた調査結果になっており、全ての地点において基準値を超えていない結果になっております。今までの経緯の中で7月を評価月としてきていますが、7月の中旬にはセミが鳴き始めることから7月の初旬に実施しなければならないと進めてはいるんですけども、リフレッシュプラザの休館日が火曜日となりますので実質2日位しかなくて、それが雨等の関係により延びてしまうという事も今後も十分考えられますので、できれば評価月を変更することを検討していただきたいと思っております。以上です。

委員 47ページの、その飛灰固化物のことについてお伺いしたいんですが。最初に申し上げておきますけど、私は専門家ではありませんので知識のない中でおたずねしたいと思っております。以前も、このようなことがここで議題になって花咲いた事があったと思うんですね。前回もお伺いしたんですが、このキレート剤って、薬品もいろいろなものがあると思うんです。一般の私たちが普段健康を害したときに飲む薬も、一つの種類でもいろいろな製造元があるとか、いろいろあるんですね。このキレート剤についてはどのような物を使用されているんでしょうか。

委員長 事務局お願いします。

事務局 現在こちらの工場で使っておりますキレート剤ですけど、化学的に言いますとピペラジン系の亀の甲に重金属と反応する配位子といったようなキレート剤を使っております。このキレート剤になった経緯を言いますと、かなり前になりますけど、このような灰処理にキレート剤を使った時に一部のキレート剤で二硫化炭素とか硫化水素の有害ガスが発生するというようなことが起こりました。その後いろいろキレート剤も改良されまして、現在使っておりますキレート剤は灰処理を行った時に二硫化炭素とか硫化水素の発生が起こらないようなキレート剤に変更しております。もう一つ現在使っておりますキレート剤は従来使っておりましたキレート剤に比べますと、耐熱性についてもかなり向上されたキレート剤ということで使用させていただいております。以上です。

委員長 ありがとうございます。ご質問どうぞ。

委員 このキレート剤を使って固化した飛灰も、たぶんどこかの処分場に処分しているように思うんです。柏市内なのか市外なのか私は分かりませんが

も。ただ、どこに処分したとしても、やはり環境面を考えたら固化したものは溶出しない、そのような形で処分していただきたいと思うんです。それで、私がおたずねしたかったのは、どのようなものかということではなくて、我々市民からしたら完全に固化したものを処分していただきたいという事なんです。ですから、今使ってる物がどうこうじゃなくて、どこかに一回使ったら溶出しないキレート剤があるのかないのかよく検討されて、固化したらもう溶出しない、そのようなキレート剤をどこかで探していただいて、安全に固化したものを処分していただきたい。そのように思っています。よろしくをお願いします。

委員長 それは、ご意見という事でよろしいですか。他にご発言ございますか。では、今のご報告については以上とさせていただきます。

事務局 すみません。事前質問について説明させていただきます。

委員長 お願いします。

事務局 本日、お配りいたしました「事前質問について」を見ていただきたいと思えます。まず、最初に1ページにあるのが監視項目の測定結果の評価・表示に関する根拠法令及び他所の事例となっております。これについてご説明いたします。

事務局 事前質問の1についてご報告いたします。

1 監視項目の測定結果の評価・表示に関する根拠法令及び他所の事例、測定・・・。

委員 これは私の事前質問ですが、今朝配布された資料を読んでわかりましたので説明不要です。

委員長 はい、どういう質問があったかということと、それに対する回答でセットですので。

委員 これは私の質問なんです、予め提出した。ここにきて配られた資料をすぐ読んで理解しましたので、これでよろしい。説明不要。

委員長 他の委員の方が内容について伺いたいということですので、説明は続けていただきたいと。

委員 他の人は関心がないんじゃないですか。あんまり。

委員長 それも含めて。関心がないって事について。

委員 私はこれを読んで分かったから、もう説明不要。

委員長 わかりました。その間、他の委員にお聞きいただきたいと思えます。続けて下さい。どうぞ、お願いいたします。了解しましたけれども、説明を続けますのでちょっとお待ち下さい。

事務局 続きを説明いたします。測定結果の表示については環境省からの通知に準じております。ばい煙、焼却灰については「環大企5号」、水質の測定結果については「環水規51号」に数値の取り扱い、報告方法等について記載され

ています。例えば、定量下限値については測定物質ごとに定められており、定量下限値未満の数値については「定量下限値未満」と報告する事ことになっています。当工場の定量下限値については、これらの定量下限値よりもさらに低い値の項目もございます。他の事例と致しましては、ホームページで検索し、流山市クリーンセンターとしらさぎのばい煙の測定結果を別紙にお付けしております。参考にいただければと思います。以上でございます。

事務局 続きます、2 ページ。表が2つ入っているので全体では4 ページ目になります。2 議事録削除というところがございます。(1) から (4) まででございます。議事録(案)につきましては、テープ起こしで行っているため、基本、発言したとおりに記載しております。従来、発言者からの申し出により自らの発言部分について訂正、あるいは削除も含めて行っております。しかし今回、先ほどもご説明しましたけれども、訂正、削除を含む箇所、※印で2ヶ所あるんですが、これについては、自らの発言だけでなく、他の委員の発言部分も多く含まれていたため、委員長に相談し対応したものでございます。そこで、今回(1)(2)(3)(4)の所ですが、まず(1)17ページの2行目から10行目。これを申し出た方とは違う委員の方の発言部分でございます。(2)は副委員長の発言部分であるため事務局といたしましては削除しかねます。それから(3)(4)につきましては、削除した部分を示す※印に関してですが、従来の訂正とは異なり発言部分を大きく削除していることから、削減したこと自体を明確にしておくため記載しております。これは、あったほうが良いのではないかと考えております。

次に、3 指定廃棄物の関係でございます。こちらについては廃棄物政策課から説明いたします。

事務局 私から事前質問の3点目の第二清掃工場構内の放射性廃棄物の撤去及び政府とのその後の交渉状況について、ということでご説明させていただきます。指定廃棄物につきましては、国の責任において、長期管理施設を設置し、千葉県内1箇所を集約して安全に管理することになっておりますが、現時点では、長期管理施設の設置は行われておりません。現在、指定廃棄物は南部クリーンセンター構内の鉄筋コンクリート製のボックスカルバート及び工場建屋地下に安全に仮保管しております。これまで、柏市は環境省及び県知事に対し、幾度も要望活動等を重ねてきており、最近では本年1月12日に柏市を含めた5市の市長が、中川環境大臣に対して要望書を提出するとともに、仮保管の地元から寄せられている意見を直接伝えました。要望内容は次の通りです。

1、これまで国が説明してきた県内1箇所での集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設を一刻も早く確保すること。

2、指定廃棄物の一時保管や長期管理施設の確保に向けた国の取り組み状況

について市民に説明すること。

3, 指定廃棄物の長期管理施設の確保に関するスケジュールを示すこと。

4, 一時保管の長期化に伴い, 長期管理施設ができるまでの間, 地元地域の要望に則した地域振興策等が実施できるよう各市の取り組みに対して財政措置を含めた支援を行うこと。

この要望に対して中川環境大臣からは、「千葉市における長期管理施設の詳細調査は, 地元の理解をもらうまでには至っていない。」「このような状況が長く続いてはいけなと強く認識している。」「千葉市の関係者の理解を得られるよう努力を進めていく。」との主旨の回答がございました。さらに, 環境省は要望事項の2点目に応えるため, 仮保管にしている各地元への説明を行いました。南部クリーンセンターでの仮保管に関しては, 3月18日に桜ヶ丘町会役員等ご参加のもと, 第二清掃工場隣接町会対策連絡会議が行われ, 環境省 環境再生・資源循環局 放射性物質汚染廃棄物対策室の黒川室長から, 指定廃棄物の長期管理施設確保に係る国の取り組み状況やこれまでの経緯等について, 直接説明がされました。

環境省からは, 千葉県内の指定廃棄物を1箇所の長期管理施設に集約して管理するという方針に変更はないこと。千葉県内において, 今のような状態が今後も長く続いてはいけなという強い思いを持っているということ。福島では安全に焼却も埋立てもできているというデータが出てきているので, これを千葉市に見せて交渉を進めていくこと。といった説明がございました。出席した地域の方からの主な意見は次のとおりです。

1 国が千葉市への説明に取り組んでいるのはわかったが, 交渉は平行線で先が見えない。

2 放射性セシウム濃度を科学的に1kgあたり8,000ベクレル以下に処理する方法を検討してもらいたい。

3 周辺地域の人達は早く移してほしいと願っている。

4 今後何年かの内に何ができるのか, どのような方法でやるのかということを具体的に考えていかなかつたら, いつまでたっても解決しない。

という意見でした。以上です。

委員長 以上をその他としてご報告がありました。先ほど1は終わったとしまして, 2つ目の騒音の評価月の変更について検討を願いたいとのことでしたが, これについて何かご発言はございますか。どうぞ。

委員 さっきの質問どうなった。

委員 私が先に発言しますので。

委員 私の質問に答えてもらわないと。

委員長 順番にやりますから, ちょっとお待ち下さい。

今3つの説明がありまして、1つ目は先ほどの時に終わりました。2つ目が今、騒音月の報告です。3つ目が放射性廃棄物の話です。ちょっと順番がありますのでお待ち下さい。

委員 議事録の削除について。ここに今回の訂正箇所とか自らの発言ではなく他の委員の発言部分も含まれていたとか書かれていますけど、削除するにあたっては、この質問者以外の他の委員ってことですけども、その発言した方々にはこのことについてお話をして了解を得てあるのでしょうか。

委員長 事務局お願いします。

事務局 概ね、その辺の話はさせていただいていると思います。ただ大筋といいますか、本筋と違うような事を発言をしているといいますか、一つの発言を削除した事によって、それに基づいた、また発言があるという場合が結構ありましたので、その辺について削除しているのですが、概ね了解いただいていると思っております。

委員 会議での発言ですから、その会議のその主旨にのっとっていない発言にしても、発言された以上は会議上での発言だと思ふんですね。ですから、できるならば、事務局の方々と発言者だけでの削除ではなくて、本当なら今日の会議、前回の会議録の削除については、今日の会議に諮って削除していただく、これからはそのようにして記録をきちんと残るように、またはわかるようにしていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。基本的に公開されている会議ですので、削除するといっても議論は残っておりますので、余程の明確な錯誤の記述が残る場合以外は訂正しないのが原則ではないかと思えます。一応、公の記録の位置づけになりますので、それに準じてお考えいただければと思います。ご協力お願い致します。今の件はそれでよろしいですか。

話戻しますと、2つ目に測定時期を変えるというご提案をいただいているんですが、この場で決めないと次の会議の測定は今までどおりですが、前回までの議事録でも、いつまで7月で測ってるんだと厳しいご指摘もいただきましたので。決定ではないにしろ、今2回に分けて測定する体制にさせていただいていますので、どちらを測定月にするかという選択の問題に今なっています。この場で、もし12月を評価月として良ければその形で進めていただければいいわけですし、まだ前のままでやるべきだということであれば、両方平行して測るということでもまたしていただければいいわけですので。どちらでもできるのですが、一応委員会として責任があると思えますので。はい、どうぞ。お願いします。

委員 騒音については、前回私の方から7月で毎回虫の音だ、自動車が入るってのはおかしいんじゃないか、というご質問をしたその回答だと思います。今

回12月に測定したということで、かまわないと思いますし、提案があったのは12月ではなくて11月にこれから測定をしたいということですよね。それでしたら、かまいません。特に11月の場合、火曜日が何回かあれば測定ができやすい時が増えると思いますし、実際にこれで工場以外の騒音が含まれないのであれば、我々はそれを一番知りたいので11月に賛成いたします。

委員長 他のご意見はございませんか。専門の立場で、他のご意見はいかがでしょうか。今までの議論をふまえて、今のご発言もふまえますと、評価月は変えたほうが良いというご提案をさせていただいて、それでよろしいかどうかということで今お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、これは事務局お願いします。

事務局 評価月につきましては、今回12月に測定したのですが11月で考えております。それと、全箇所ではないのですが補完的な測定はなるべく7月の初旬にやるような形でやっていきたいと思っております。以上です。

委員長 それでは、その点是对応する方向でこれから臨むということで、これをご了解いただいたということにいたします。それでは、3つ目の点についてご発言ご質問がありましたら、挙手の上、お名前を言っていただいでご発言お願いいたします。先ほどご発言になった件は。どうぞお願いいたします。

事務局 先ほど、ご質問があった件について回答させていただきます。まず、こちら南部クリーンセンターの方に指定廃棄物を保管することになった由縁、経緯ということですがけれども、平成23年の震災後、草木に付着している放射性セシウムが焼却したことにより濃縮しまして、その灰が処分場で処分できないという形になりました。それで、灰を処分できませんと、灰がピットに溜まってしまってゴミを燃やすことができないということで、南部クリーンセンターでも何回も操業停止をしながらやってきました。市長のほうも国、県のほうに要望書を出して、どうにかしてほしいと。それがどうにかならないと、ゴミを燃やすことができない。町中にゴミが溢れてしまう。ということで要望した結果、我孫子市と印西市にまたがる流域下水道の終末処理場がございまして、千葉県がそちらの方に一時保管しますよということで、保管していただいております。それはその当時、国が平成27年度末、平成26年3月までに最終処分場をつくれますよということで発表されていまして、それまでの間千葉県の方で終末処理場で預かりますよということで預かっていただきました。しかしながらその最終処分場ができなかったものですから、地元我孫子市の方から、期限がきたのでそれを持ち帰れということでお話いただきまして、その中で柏市の方ではどうしようかということで、地元の方々と色々ご相談させていただいたのですが、ボックスカルバートで放射性物質がもれないものをつくりまして、なおかつ、それを日々監視していかないといけないというところで、

こちらの工場の敷地内のほうに仮保管ということで地元の方々をお願いいたしまして仮保管させていただいて、その後、放射線空間線量ですとかそういったものを日々監視しながら、今仮保管をさせていただいているという状況でございます。続きまして・・・。

委員 聞こえにくかったんですけども。途中で申し訳ないけれど、どこから入った、ここへの要請が。ここに北部の清掃工場だとかありますが、柏市としてはそういう措置をとったのかもしれないけど、どこから要請があつて、そういうことになったんですか。この柏市に保管してほしいというのはどこから要請があつたんですか。

事務局 まず、元々柏市の清掃工場から出た灰ということで、この中にはその灰を仮保管する場所がその当時なかったので、我孫子市と印西市にまたがる県の終末処理場に預かっていただきました。

委員 柏市の清掃工場から発生するものばかりじゃないでしょ。

事務局 いえ、柏市から発生したものを出して、それをそのまま持ち帰っております。ですので流山市さんは流山市で持っていったものは流山市に持ち帰っております。

委員 そんなにたくさん出ますか。

事務局 はい、出ております。

委員 それは自分で保管してくれというのは、どこから話があつたんですか。

事務局 まず、地元・・・。

委員 いや、だから、政府だったらどこの機関からそういう依頼があつたとか。どこから要請があつたんですか。自ら保管しろというのは。

事務局 まず国の方が最終処分場ができていないので、国では預かれないということなんです。それで、法律で排出事業者、灰を出した事業者というのが柏市で清掃工場を持っていますので、柏市がその法律で、国が最終処分場をつくるまでは仮保管をしなければいけないという法律で義務付けられておりますので、それに基づいてしています。

委員 どこから、そういう要請があつたんですか。

事務局 法律で決まっております。特別措置法です。排出事業者が最終処分場ができるまでの間は適切に保管するというのが法律で定められておりますので、その法律に基づいて仮保管しております。

委員 廃棄物業者の情報によって廃棄物捨て場がないからという話があつて、それで柏市の判断として自ら保管すると、そういうことだったの。

事務局 まず、8,000ベクレルを超える放射性物質を含んだ灰は指定廃棄物ということで、国から指定を受けています。ですので、指定廃棄物というのは他の灰とは違う扱いになります。それで、指定廃棄物自体は国の方で責任を

持って処分するということが法律で決まっているんですが、ただ最終処分場今は長期管理施設という名前になっておりますが、それを国がつくるまでの間はその灰を出した事業者、これは柏市がこのクリーンセンターを運営しておりますので、柏市がその排出業者、灰を発生させた事業者ということになりますが、その発生したところで国が最終処分場、長期管理施設をつくるまでの間は適切に管理しなさいということが法律で定められておりますので、柏市で現在仮保管させていただいております。

委員 いつ、その話があった。

事務局 法律で決まってるということですね。

委員 どこですか、関係省庁は。

事務局 環境省です。法律を作っているのは。

委員 環境省、環境庁か、

事務局 環境省です、今は。

委員 環境省ね。それはわかりました。

事務局 次に千葉県以外の関係地域の処理状況ですけれども、まず茨城県、群馬県なんですけど、こちらは指定廃棄物の濃度が低いものですから、環境省の話だと、あと10年ぐらい経つとほとんど指定廃棄物ではなくなる。8,000ベクレル以下になるというところで、地元の方々も県内最初1箇所という話もあったみたいですが、10年ぐらい待てば下がって普通の処分場で8,000ベクレル以下で処分できるというところで、とりあえず今仮保管してまっすけども、それを継続するという方向になっていると聞いております。次に・・・

委員 仮保管はどこでしたか。東電の敷地内ですか。

事務局 いいえ。排出事業者ということで清掃工場とかそういうところになっていると思います。

委員 そのあたりが問題で。要するに茨城県の、こないだ問題が発生した東電の構内ですか、それとも東電の周辺かなんかの。

事務局 東電の周辺ではないと思います。ちょっと詳しいのは調べておりませんが。

委員 それはちょっとあとで調べておいて下さい。

事務局 はい、わかりました。栃木県、宮城県ですけれども、こちらのほうも県内1箇所で長期管理施設をつくるということで進めておりますが、千葉県と同様でなかなか進んでいないということです。ただ宮城県の方は8,000ベクレル以下の、指定廃棄物ではないんですけども8,000ベクレル以下でも結構高い濃度のものがすごいたくさんの量があるんですね。それを今具体的に言うと、藁を積み上げてあったりとか、そういう焼却灰ではなくて、農業によって発生したものとかたくさんあるということで、それが風で吹いて飛んじゃ

ったりとか、もう7年経ってますのでそういう状況になっております。まず、宮城県の方は大量にあるものを焼いて、灰にして小さくしてというところをまずやろうというところで、今それを進めていらっしゃるそうです。福島県の方は今、最終処分が始まっております。昨年11月から最終処分場が稼動しております、動いております。以上になります。

委員 3点目のさっき前提の申し上げたとおり、東京電力の本件問題に関する考え方はどうなってますか、というその質問はどうですか。政府におんぶに抱っこという要するに自らの責任をどういうふうに感じていますかと。そういう責任の問題から始まって、自らはどういう風に技術的に検討を進めるとか色々あるんですよ、各会社によって。そういう事態もあるかどうかも知らないから、東京電力のものの考え方をちょっと教えて欲しいと。

委員長 直接この場の当事者になっていない話ですので、東電は直接この会議の当事者にはなっていませんので、一応、事業排出者としての今、話をさせていただいているので。

委員 それは大問題じゃないですか。

委員長 この委員会の場で何を議論するかってことについて整理したいと思います。

委員 監視項目の報告は今日簡単に済ませてくれたからいいけど、そんなの問題なかったですよと言えばそれでするんですが、こういう問題こそ議論すべきじゃないですか、議長。あなたも学者だから、どういうふうに考えているか知らないけど、こういう問題を議論すべきなんだよ。

委員長 この場で議論するかどうかは、また別の話だと思いますので、軽い問題ではないと思いますけれども。

委員 他に意見だしてもらったらいいし。

委員長 この議題については、議長としては。

委員 どういうふうに考えているか聞きたいんですよ、僕は。

委員長 お気持ちはわかるのですが、この場の議論としてはひとまずご意見は伺いますが。

委員 懸案事項として調べてもらうようにしてください。

委員長 ご意見伺いますけれども、この場で議論はこれ以上深められないので。伺ったということで議事録にも残りますし、いったん終わりにしたいと思います。この話題については。一応、ご説明も市からいただいておりますので。

委員 国との間の話し合いの結果、国は引き受けましょうということになったんですか、議長。本件問題について。違うんですか。

委員長 今度は、私にお尋ねですか。今、市から説明があった上で私にお尋ねですか。

委員 それを明確にしておかないと進まないでしょう。

委員長 個人的にはいくらでもお話しすけれども、この場で監視委員会としての議論として、監視委員会の議論ですから監視委員会の中で責任を負える範囲でお話をしたいと思います。他のご意見、今ございましたら、どうぞ。

委員 その前に、もう一つ質問があるんです。

委員長 関連する事であれば、どうぞ。

委員 この今日配られた資料の指定廃棄物の中に、ページ数が書いてないんであれだけど、四角に囲んだところがありますよね。その4番目、一時保管の長期化に伴い、長期管理施設できるまでの間、地元地域の要望に則した地域振興策等が実施できるよう各市の取り組みに対して財政措置を含めた支援を行うこと。こんな要望どこからしたんですか。市の方に聞きたい。こんなのは昔の話であって、時代錯誤も甚だしい。だからそれで聞きたい。

委員長 したか、しないかということだけお答え下さい。お願いします。

事務局 この四角に囲んだ要望項目は5市、柏市、松戸市、流山市、我孫子市、印西市、それぞれの市長まで決裁を受けて5市の連名で国に対して要望した項目でございます。

委員長 はい、ということでございます。よろしいでしょうか。

委員 聞いて呆れるんだけど。そういうことですか。関係市町村で集まって市長がそういうような結論を出して要望したと、そう理解したらよろしいですね。遅れてるね。それは事実関係としてわかりました。

委員長 では、今のご報告に関して他にご質問ご意見ございますか。

はい、ありがとうございます。では、今の件のその他については以上とさせていただきます。

それでは、議題第5 柏市第二清掃工場委員会及び柏市第二清掃工場運営委員会の実施状況及び今後の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の50ページから52ページをご覧ください。柏市第二清掃工場運営委員会等の実施状況につきましては記載されている通りになっておりますので、ご説明の方は省略させていただきます。それと、次回の定例会につきましては記載の通り平成30年9月28日を予定しております。以上でございます。

委員長 ただいまの日程案につきまして、発言がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。次回の予定9月28日ということでございます。

はい、どうぞ。ご発言を。

委員 今の予定の表のこの日程はいいのですが、これに付随するであろうペーパーがありますよね、今後の委員会の運営という、この説明は・・・

委員長 それは次の議題になります。

委員 次にやるんですか。ではお願いします。

委員長 では日程につきましては、皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、この日程で予定させていただきます。それでは、監視委員会としての議題、本日の議題はすべて終了いたしました。次に、議題第4 その他について事務局から何かありましたらご説明お願いいたします。

事務局 その他の項目といたしまして、前委員会でご報告いたしました当委員会の定数の件について少々お時間をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局 今日お配りしました、今後の委員会の進め方というA4を1枚、それと柏市附属機関等組織運営要領という何枚かになっているもの、これを用いて説明させていただきます。前委員会で定数の削減につきましてご報告し、委員の皆さんからご意見いただきました。そのときに、各推薦母体に持ち帰っていただきたいというお話もさせていただいております。それらも含めて、ご意見は後ほどお伺いしたいと思っております。今回のA4 1枚の資料でございますが、これは委員の定数にとどまらずに、将来の委員会についてどのようにしていくべきかを記載しています。なお、本来の委員会のご審議事項とは異なるため、このように議題終了後に説明させていただくお時間をとりました。

それでは、A4 1枚の説明をする前に、簡単にこの柏市附属機関等組織運営要領、これの全部が関係するとは思いますが、関係する部分をお話したいと思っております。まず、昨年4月からこの柏市第二清掃工場運営委員会は最初のページの(定義)第2条(1)附属機関 こちらになりました。それで、1ページをあけてもらいたいと思っておりますけれども、2ページ目なんですが、(組織等)第5条ですね。附属機関、懇談会及び調整会議等の組織及び公正等は次のとおりとする。ということで(1)附属機関の名称は原則として次のとおりとする。ア 審査会 イ 調査会 ウ 審議会、委員会 ということで、このウの委員会に私どもの委員会がなっているということでございます。それで、(3)附属機関の委員の数は、おおむね次のとおりとする。ということで、次のページを見ていただくと、イとして審議会、委員会は15人以下というような形でおおむね15名以下という形で書いてございます。

それではA4 1枚の方の「今後の委員会の進め方」これをご覧ください。本委員会は第二清掃工場計画時からの経緯を踏まえ発足した特別な委員会であり、一方、任意の委員会として活動してまいりましたが、昨年4月からは附属機関に位置付けられました。従って、形式的にはこの今説明いたしました柏市附属機関等組織運営要領に基づくことが求められております。また、第二清掃工場は稼働して既に13年が経過し、さらに今後も長きに渡る稼働が見込まれ、併せて本委員会も清掃工場に合わせて長期的な運営が求められております。

このようなことから、市は、これまでの歴史的背景に配慮しつつ、附属機関として、より公的かつ第二清掃工場の審議に特化した役割を担い、もって周囲の生活環境の保全と清掃工場の安定稼働に寄与することを目指した委員会にするため、現状の課題を洗い出し、今後の委員会のあり方を検討すべきではないかと考えております。そのためには、次のような項目を整理すべきと考えております。結構あります。これ以上もあるのかもしれませんが、一応、今、事務局としてはこういうことが考えられているということです。これらの項目については次期委員の任期中、今年6月から32年の5月の間に開催されます4回の委員会において審議事項が終了したあと、ご意見等伺ってまいりたいと考えております。なお、これらの内容については委員からのご意見を最大限に尊重した上で、最終的には市が責任を持って確定させていただきます。以上でございます。

委員長 今の報告につきまして、ご質問ありましたら挙手の上、お名前を言っていたらご発言をお願いいたします。

委員 先ほどはちょっとフライングしましたけれども、要はここに書いてあります附属機関っていうのは当委員会が附属機関だってことはわかりましたけれども、その中のア イ ウのどれなんでしょうね。私は審査会かなと思ってはいるんですけど、そのへんはどうでしょうか。

委員長 事務局お願いします。

事務局 こちらの運営要領の中に書いてある、ウの審議会、委員会こちらの中の説明、これはどちらかというと審議会についての説明になっております。当委員会はもうすでに定められた目的があり、その目的を達するための、いわば監視をするということが定められているわけなんですけれども、そういった意味ではこの説明とはちょっと違うんですけれども、委員会という名称を担っておりますのでこちらでいくという形で考えております。以上です。

委員長 ウです。どうぞ。お名前からお願いします。

委員 当初に設置した委員会の主旨だとか実態だとか、これなんていうのは新しく、おそらくみんな長くなってるから、新しい人もそうなんだけど、そうすべきだとも思っていますが。こういうのは新しくなった人はわからないんじゃない。むしろ今いる人達が、こういう実態であったということを確認しとかなないといけないんじゃないかなというちょっと心配がありますね。それからもう1つは、何を新しい委員会は目指すかっていうのが、ここにあるんだけど、これは非常に多角的に専門委員といたって、口はばったいけど私なんて環境問題についてこの環境法令45法令ができる前からの当事者なんです、業界として。そういう人間と、そういつては失礼だけでも一般の市民のかたの常識と格差があると思うんですよね。そういうあたりをどういうふうに拾っていくのか。

学者先生も僕の友達にも沢山学者いるけど、実態を必ずしも把握していない。だから、会社を経て教授になったのはそういう会社の知見があるからかなり実態に則した判断できるんだけど、そうでないのはなかなか難しいんですね。そのへんをよく踏まえて人選をすとか、これは非常に難しいですよ。だからアドバイスとして申し上げておきますけど、そういう手順を踏まないと、簡単にといてもなかなか難しいですよ。基本的にはもっと大きな観点からこういう議論するべきだと僕は思っているんだけど。

委員長 どうぞ。

委員 この委員会については、ただいま前の委員のかたから発言がありました。ただ私は、まったく今の発言の内容に反対の考えなんですけど、この委員会はこの周辺に住んでいる一般の地域の住民が、そんなに専門的な知識があるかたなんてまず滅多にいませんよ。専門の知識あるかたがいなくても、この地域に住んでいる一般の市民が、町会員がその中から柏市から言われた人数で、町会で選んでいただければ結構だと思うんです。知識があるかただけで会議をやったらまったく方向性は変わってきます。ここは何も知識もない一般の市民が町会から選ばれて、そして我々の知識のない部分はこちらの専門の方々もいらっしやいますから、そういう方達に補っていただいて会議は進めれば良いと思っております。これからも、この委員の選考については各町会からの町会の役員さんがたが選んでいただいて、会議を今までのように進めていけば良いと思います。そしてその審議の内容も、なんていいますか、我々は一般の市民の感覚でこんなことが話したほうが良いよ、とかこんなことを考えていこうよと、そのような会議であってほしいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 他にご意見は。はい、どうぞ。こちらにマイクをお願いします。お名前からお願ひします。

委員 よろしくお願ひします。今、資料として、柏市の一般的な柏市附属機関等組織運営要領ということで、ご提示していただいているんですけども、この清掃工場運営委員会に特化した運営要領というのを定めることはできないのでしょうか。

委員長 事務局お願ひします。

事務局 もちろん、これは概略の形式的な話になりますので、附属機関になりましたので形式的のところはこれにだいたい準じていこうと思っております。それで、それ以外の内容については先ほど関根委員と日暮委員からお話がありましたように、やはり今までの経緯とかそういったものをきちんともう一度洗い直して、このA4 1枚の資料の中に、7番目の柏市第二清掃工場委員会監視要領というのがあります。これも当初に作ったものですので、やはり十何年も過ぎますと変わってきていると思いますので、この辺を補完していきたいと

いうことも考えております。それでよろしいですか。

委員長 他にご発言ございますか。よろしいでしょうか。これから、ご意見をこの以降の会議で、会議の議題の外で意見を2年かけて伺うということで予定が示されましたので、これ以降も機会はあると思います。もし本日、他にご意見なければまた次の議会あるいはそれ以外の場でお示しいただければと思います。他によろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして本日の議題および…。どうぞ失礼しました。

委員 すみません。今、説明のあった工場委員会監視要領というのは、私最初からじゃないもんですから見ていないんですよ。最初のこと決められたそうなので、資料がありましたら次回見せていただきたいと思います。要領書というのがあれば。

委員長 監視要領ですか。元の資料のことですね。またそれは何らかの形で情報がいくようにしていただければと思います。それでは他にご意見がなければ、これで本日の会議として全て終了させていただきたいと思います。

第40回（第26回定例会）柏市第二清掃工場運営委員会を閉会とさせていただきます。本日も長い時間ありがとうございました。